

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により御逝去された御遺体の火葬等に係るガイドライン

苫小牧市環境衛生部環境生活課 Ver8.0（大幅改定版）

令和5年1月19日

新型コロナウイルス感染症により御逝去された方の火葬等の対応について、御遺族、葬祭事業者、霊葬場職員等への感染拡大を予防する観点から、御親族の心情並びに故人の尊厳等に配慮しつつ、下記のフローに基づき執り行うこととします。なお、下記のフローにない事案等が生じた場合は、関係機関、葬祭事業者等で適宜協議して合理的な意思決定のもと高丘霊葬場の運営に支障を来さないよう進めることとします。

ステップ1 医療機関等での対応	
新型コロナウイルス感染症の罹患によって御逝去された方の医療機関での対応は、厚生労働省・経済産業省より新たに示された「（令和5年1月6日改定）新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン（第2版）」に基づき、死後処置（エンゼルケア）を施し、御遺族（葬祭事業者）へ引継ぎ、お見送りをする。	
ステップ2 医療機関→御遺族（葬祭事業者）→死亡届、火葬日時調整	
葬祭事業者において、市窓口サービス課または夜間・休日管理人事務所にて死亡届の提出の際、故人が「新型コロナウイルス感染症罹患によって御逝去された」旨を伝える。友引日の試験開場日についても受入を可能とする。	御遺族 御遺族が葬祭事業者 に、故人が「新型コロナウイルス感染症罹患によって御逝去された」旨を伝える。
ステップ3 葬祭事業者（安置、移送）	
火葬日時が決定後、葬祭事業者において、御遺体を火葬日時までの間、安置いただく。火葬日時が翌日以降、日数を要する場合も同様とする。	
ステップ4 高丘霊葬場（受入）	御遺族
葬祭事業者において、御遺体が火葬日時の直前に到着するように高丘霊葬場に移送。 御遺体が到着後、告別式を経て火葬する。	御遺族の霊葬場への入場は一般火葬と同様とする。ただし、新型コロナウイルス感染症を罹患している方（陽性者）及び体調不良により陽性の疑いのある方は、原則、入場不可とする。 無症状の濃厚接触者の方は、不要不急の外出は控える立場ではあるが、御遺族の心情に配慮し、国のガイドラインに規定されている基本的な感染対策（体調不良時のオンラインの活用、密閉・密集・密接の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底することを条件に入場可とする。 御遺体に触れた方は、手指消毒を必ず実施してください。
ステップ5 高丘霊葬場（火葬、収骨）	御遺族
一般火葬と同様とする。	ステップ4と同様とする。
ステップ6 高丘霊葬場→遺骨の引き渡し（葬祭事業者）	御遺族
一般火葬と同様とする。	ステップ4と同様とする。

※今後、国のガイドラインが改定となった場合、本ガイドラインについても、適宜、見直しを図ることとします。

※御遺族等の感染の有無にかかわらず、入場の際にはマスクの着用、検温、手指消毒の徹底等、引き続き、感染対策への御協力をお願い申し上げます。